

評価の考え方について

指定管理者による施設の管理運営の評価については、指定管理者制度導入の目的が第1に市民サービスの向上、第2に経営効率の向上であることから、この2つの目的の達成度について評価を行うものとしています。

指定管理者の運営状況の評価としては、総務省の指定管理者制度の導入についての地方自治法改正の通知文に記載されている、指定管理者の選定の基準である以下の(1)～(3)の3項目に、指定管理者が留意しなければならない基礎的な事項である、「個人情報保護、情報公開」「要望・苦情の処理、安全対策」の2項目を加え、以下の5項目を基準項目としています。

《評価の基準項目》

- (1) 住民の平等利用の確保について
- (2) 事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであるか
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力について
- (4) 個人情報の保護及び情報公開に対する措置について
- (5) 市民の要望及び苦情並びに安全管理について

また、評価にあたっては、段階評価(SABCによる4段階)及び総合評価を施設担当課において行い、その評価が適正であるかを資料の説明、質疑等により検証も行っています。

評価点	評価基準
S	高く評価できる。
A	実施している。適切である。
B	概ね実施している。一部改善を期待する。
C	実施していない。改善を要する。